

解約通知書

通知日 年 月 日

※裏面記載の【退去時の確認事項】を必ず確認後、記入・押印をお願いします

<input type="checkbox"/> 部屋の解約（駐車場含む）		<input type="checkbox"/> 駐車場のみ解約		<input type="checkbox"/> 駐車場の解約	
解 約 日	年 月 日				
貸 主 名					
住 所	〒				
物 件 名 (駐車場名)					
号 室			駐車場No		
氏 名	(印)				
連 絡 先	※連絡が付きやすい番号をご記入下さい () -				
敷金返還先	<銀行>		銀行		支店
	(普通・当座)		口座番号		
	<ゆうちょ銀行>		記 号		*
			番 号		
	フリガナ				
名 義					
転 居 先	〒 () -				

6ケタ目がある場合は桁数にご記入ください

【ご注意とお願い】

- ①契約解除日 賃貸借契約書の契約解除の条項に基づき、届出日の翌日から所定の予告期間が必要です。万一、その予告期間に満たない間に退去される場合、居住の有無に関わらず予告期間分の賃料等がかかりますのでご注意ください。
- ②退去（明渡し） 退去は、住宅を完全に明渡し、鍵を返却したときに完了したものとします。尚、鍵の返却以降は、契約解除日以前でも住宅の使用はできません。返却する鍵は、複製した鍵も含めて全て返却して下さい。
- ③賃料等 契約解除日以前に住宅を退去されても、届け出た契約解除日まで賃料等をいただきます。尚、特段の定めが無い限り退去時の賃料の日割り計算はされません。
- ④公共料金等 電気、ガス、水道等は、各供給機関に前もって連絡し、必ず退去日までに手続きをして下さい。
- ⑤郵送物の対応 退去日までに郵便局で転送の手続きを行って下さい。
- ⑥敷金の返金 敷金は、賃料及び修繕費等の支払債務が残っている場合には、その債務金額を控除した残額を退去後1ヶ月を目安に貸主より、上記指定口座にお振込み致します。
- ⑦退去日の変更 一度ご通知いただいた解約日はいかなる理由があろうとも変更することはできません。次の引越日が未定の場合、余裕をもって解約日設定して下さい。
- ⑧引越時のゴミ 引越時のゴミの搬出につきましても、各分類のゴミ出し日を厳守し、分別ルールを守って下さい。

ご退去時の確認事項

(必ず内容をご確認下さい)

□退去立会

退去(明渡し)の日に、室内の点検を借主様立会の上、設備・備品等の確認を致します。立会可能日時を、立会業者へお伝えください。万が一、立会業者連絡時に日時の決定が出来なかった場合は、10日前までに立会業者へご連絡下さい。室内を確認できる明るい時間をご指定下さい。

※立会日には室内の残置物(家具・ゴミ等)が無い状態にして下さい。

※室内は、後日専門の業者が室内クリーニングを行います。日常的な清掃作業はお客様の方で行ってください。

※退去時の修繕(原状回復工事)の内容は、借主様立会のもと室内の点検後、お見積り致します。

□鍵・各種付帯設備のご返却

下記のご返却をお願い致しますので荷物と一緒に引っ越し先へ送らないようご注意ください。

- ・貸与した鍵(玄関キー・オートロックキー・ポストキー等)
- ・取扱説明書一式(入居時渡し及び室内設置がある場合)
- ・エアコン等の各種リモコン(入居時渡し及び室内設置がある場合)

※鍵の紛失・あるいはスペアキーでの返還の場合は鍵交換費用をいただきます。

※付帯設備及び取扱説明書を紛失された場合、交換もしくは新調費用をいただきます。

□公共料金の支払い等・ご利用停止

・退去立会日までに、電気料金、ガス料金、水道料金、電話料金、インターネット回線契約等、全てのご利用停止のお手続きと費用を清算して下さい。

※水道につきましては管理会社より水道料金の請求がある場合は水道局への停止連絡は必要ございません。

□郵便物各種のお手続き

- ・郵便物を新住所へ転送されるように、転居届のお手続きをして下さい。

□敷金・保証金の精算

・敷金・保証金をお預かりしている場合は、未払い賃料・水道料、原状回復費用、残留物撤去費用等、借主様の負担すべき代金を敷金(保証金)より差し引き、退去後の指定口座へ振り込みます。ご返金がある場合は退去後1カ月ほどお時間を要します。敷金・保証金をお預かりしていない場合は、借主様が負担すべき代金を請求させていただきます。

□引越し時のゴミ出し

- ・引越し時のゴミの搬出につきましては、各分類のゴミ出し日を厳守してください。
- ・ゴミの分別は必ず、ルールを守って下さい。分別されていないと回収されません。
- ・粗大ゴミは予約制(有料)です。あらかじめ日程を確認してください。

京都市大型ゴミ受付センター TEL 固定電話からは0120-100-530 携帯電話からは0570-000-247

ごみについてのお問い合わせ先 山科まち美化事務所 TEL 075-573-2457

※ゴミ置場やマンション敷地内に粗大ごみ等放置が判明した場合は処分費用を請求させていただきます。

※個人が不法投棄をした場合、5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金、またはその両方の刑に処すると規定されています(廃棄物処理法 第25条 第1項第14号)。